

市第48号議案 横浜市公園条例の一部改正

俣野別邸庭園は、現在一部開園をしていますが、全面開園をするにあたり条例改正を行い利用料金制を導入することで、指定管理者のノウハウや創意工夫による市民サービスの向上と効率的・効果的な管理運営を図ります。

1 俣野別邸庭園の概要

- (1) 所在地：横浜市戸塚区東俣野町80番1ほか
- (2) 開園：平成26年3月一部開園（風致公園）
※平成29年4月1日全面開園予定
- (3) 面積
 - ・現在公開区域：40,877 m²
 - ・全面開園時区域：58,996 m²
 - （平成29年4月1日から現在整備中の区域(18,119 m²)を公開予定）
- (4) 主な施設：休憩所、俣野別邸、芝生広場、自然林ほか

2 改正内容

現在公開区域内にある休憩所と、現在整備中の区域内にある俣野別邸を有料施設とし、利用料金制を導入するため、条例改正を行います。 ※

- (1) 現在公開区域内にある休憩所内に「会議室」を設置
利用料金：1日につき、2,400円
 - (2) 現在整備中の区域内にある俣野別邸に「入館料」を設定
利用料金：1回につき、500円
 - (3) 現在整備中の区域内にある俣野別邸内に「会議室」を設置
利用料金：1日につき、2,400円
- ※利用料金については横浜市公園条例に基づく上限額として設定

3 施行期日

平成29年4月1日

(参考) 沿革

昭和14年	俣野別邸建設
平成12年	所有者が敷地及び建物を国に物納する
平成16年	敷地全体が国指定重要文化財に指定される
平成17年	俣野別邸庭園の整備及び修理工事着手
平成21年3月	俣野別邸焼失（平成23年6月指定解除）
平成26年3月	現在公開区域の整備が完了し、一部開園
平成28年3月	俣野別邸再建
平成29年4月	全面開園予定

4 俣野別邸庭園の管理運営について

俣野別邸庭園は下記平面図の青い線で囲んでいる部分が一部開園し、現在、平成26年4月から平成29年3月までの指定管理期間で指定管理者による管理運営を行っています。

（現指定管理者：公益財団法人横浜市緑の協会）

平成28年度内に下記平面図の赤い線で囲んでいる部分の整備が完了し、平成29年4月から公園全体が指定管理者による管理運営となる予定です。

（平成29年4月から管理運営を行う指定管理者：現在公募による選定中）

